

2017年3月

フィリピンの個人情報法・施行規則 その2

フィリピンでは、2016年8月24日に個人情報保護法の施行規則が公布されました。

前回のニューズレターでは、どのような情報が個人情報等に該当し、個人情報保護法・施行規則（以下、総称して「本法」と言います。）の適用を受けるのはどのような場合であるかについてご説明しました。

本稿では、本法の適用を受ける会社が講じる必要のある対策・登録や、アウトソーシングにあたっての注意点、これらに違反した場合の罰則といった、フィリピンに関係する事業や取引を行う日本企業が特に注意すべき重要な点について、引き続きご説明します。

1 セキュリティー対策

Q 本法が適用される場合、会社としてどのような対策をとることが必要なのでしょうか。

A 後述の通り、①組織的、②物理的、③技術的なセキュリティ対策を講じることが義務づけられています。個人情報を取り扱う場合には、これらのセキュリティ対策を講じる必要があります。

<解説>

個人情報を取り扱い、本法が適用される場合、個人情報を保護するために、以下のとおり、①組織的、②物理的、③技術的なセキュリティ対策を講じる必要があります。社内での制度づくり、規程の制定、その他技術上の問題など、対策を講じるべき範囲は多岐に亘りますので、本法が適用される場合、対応を取る必要があります。

①組織的なセキュリティ対策

- ・本法を遵守するための監督者を選任
- ・個人情報保護に関する社内規定の作成
- ・個人情報の処理に関する記録の実施
- ・個人情報にアクセスできる従業員等を選定し、これを監督
- ・個人情報の処理手続を向上及び見直し
- ・外部委託先において本法が遵守されているかの確認

②物理的なセキュリティ対策

- ・電子媒体の適切な使用に関するガイドラインを定めるなど、情報の集積する場所をモニタリングし、アクセスを制限する社内規定を導入
- ・個人情報の処理をする者が適切に情報管理できるだけの作業場所を確保
- ・個人情報を処理する者の義務、責任等の明確化
- ・個人情報の適切な保護のために、電子媒体の破棄や再利用などに関する社内規定の導入
- ・個人情報を含むファイルや機器が自然災害や外部からのアクセスにより破壊されることを防ぐための社内規定の導入

③技術的なセキュリティ対策

- ・コンピューターネットワークを保護するための安全措置
- ・個人情報を処理するシステムやサービスの機密性や利用可能性の維持・確認
- ・セキュリティ違反がないか定期的なモニタリングの実施
- ・物理的・技術的な問題が生じたときに速やかに修復できる体制の整備
- ・セキュリティ対策が効果的であるかについて定期的な検証
- ・個人情報やアクセスを制限する技術的なセキュリティ対策に関する暗号化

【執筆】パートナー 弁護士 下西 正孝

http://www.kitahama.or.jp/lawyers/detail.php?contents_id=SY02013110500000039

弁護士 河浪 潤

http://www.kitahama.or.jp/lawyers/detail.php?contents_id=SY020131209134809878

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪府中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088 (代) / FAX 06-6202-1080-9550

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151 (代) / FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル 4F
TEL 092-263-9990 / FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>

2 NPCへの登録

Q 本法が適用される場合、フィリピンの政府機関との関係で何か対応が必要となるのでしょうか。

A 一定の場合には、NPC（National Privacy Commission）への登録を2017年9月7日までに行う必要があり、これが間に合わない場合には延長申請をする必要があります。登録が必要となる場合に該当しないか注意が必要です。

<解説>

250人以上の従業員がいる場合や、1000人以上のセンシティブ情報の処理をする場合などには、個人情報を処理するシステムについて、NPC（National Privacy Commission）に登録する必要があります^{iv}。

NPCへの登録や、上述したセキュリティ対策等については、本法施行規則の施行後1年以内（2017年9月7日まで）に、行う必要があるので注意が必要です。もっとも、2017年9月7日までにNPCへの登録等を行うことができない事情がある場合には、NPCに期間の延長を申請することができます^v。なお、上記期限までに登録を行わなかった場合の効果については、具体的に明らかにされていません。

3 個人情報処理を外部業者に委託する場合の注意点

Q 個人情報の処理を外部業者に委託する場合の注意点はあるのでしょうか。

A 本法では、個人情報の処理を外部業者に委託する場合に契約で定めておかなければいけない事項が規定されております。これらが契約書の中に含まれているか確認しておく必要があります。契約が従前から継続する場合、改訂が必要になると考えられますので、ご注意ください。

<解説>

個人情報管理者^{vi}が個人情報等の処理を外部業者（個人情報処理者）に委託する場合、以下の事項を契約で定めなければならないとしています^{vi}。
すなわち、契約において、処理の対象、期間、性質、目的、データの種類、データ主体の分類、個人情報管理者の権利義務、処理が行われる場所を定めなければならないとされています。さらに本法では、上記のような契約においては、個人情報処理者の義務として、以下のような事項等を定めなければならない旨、規定されています。（詳細については原文^{viii}をご確認ください）。

契約において規定することが求められている事項（主なもの）

- ・個人情報管理者の指示に基づいて処理を行う
- ・秘密保持義務
- ・適切なセキュリティ対策を講じ、本法を遵守
- ・個人情報管理者の事前の指示なく、別の処理者を関与させない
- ・データ主体からの求めなどに応じる義務を履行することができるように個人情報管理者を支援
- ・個人情報管理者が、本法等の遵守するために援助を行う
- ・業務が終了した場合には、個人情報管理者の求めに応じて、個人情報を返却又は消去
- ・本法の義務の遵守を証明するために必要な、すべての情報を個人情報管理者に提供
- ・個人情報管理者の指示が本法等に違反する場合には、直ちに通知

4 本法違反の場合の罰則

Q 本法に違反した場合には、どのような罰則が科せられることになるのでしょうか。

A 以下に述べるように、行為に応じて最大7年の懲役刑及び400万ペソ（2017年3月現在1ペソ≒2.3円）の罰金（複数の行為に該当する場合には加重の可能性があります^{ix}）が科せられますので、本法違反については注意が必要です。また法人の役員に対して罰則が科せられることがあること、及び外国人に対しては国外退去処分が科せられる点も理解しておくべきです。なお、以下に記載した以外の行為の本法違反行為については、民事上の責任を負う場合があることに注意が必要です。

<解説>

罰則が定められている本法の違反行為をまとめると以下のようになります。

| 違反行為 | 罰則 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・許可なく個人情報を処理した場合 ・過失により、個人情報にアクセスした場合 ・故意等により、個人情報又はセンシティブ個人情報が保存されているシステムに侵入した場合。 | 1～3年の懲役刑 ^x 及び50万～200万ペソの罰金。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・許可なくセンシティブ個人情報を処理した場合 ・過失により、センシティブ個人情報にアクセスした場合 | 3～6年の懲役刑及び50万～400万ペソの罰金。 |

| | |
|---|----------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・許可されていない目的又は法律等で許可された範囲を超えて個人情報等を処理した場合 ・セキュリティ違反^xがあったことを知って委員会に通知をせず、違反の事実を隠した場合。 ・情報管理者又は情報処理者（その従業員なども含む）が、悪意をもって、個人情報等に関して、不当又は虚偽の情報を流出させた場合。 | 1.5～5年の懲役刑及び50万～100万ペソの罰金。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・許可されていない目的又は法律等で許可された範囲を超えてセンシティブ個人情報を処理した場合 | 2～7年の懲役刑及び50万～200万ペソの罰金。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・情報管理者又は情報処理者（その従業員等も含む）が許可なく第三者に個人情報を開示した場合。 | 1～3年の懲役刑及び50万～100万ペソの罰金。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・情報管理者又は情報処理者（その従業員等も含む）が許可なく第三者にセンシティブ個人情報を開示した場合。 | 3～5年の懲役刑及び50万～200万ペソの罰金。 |

＜まとめ＞

本法に関する注意点をまとめると以下の通りです。

- ・本法は、フィリピンにおける個人情報について定め、個人情報管理者及び個人情報処理者に対して、個人情報保護のために、合理的かつ適切な、組織的、物理的及び技術的なセキュリティ対策を実施することを求めている。
- ・フィリピン国外で設立された法人であっても、事務所や支店を設置するなどして、個人情報を取り扱う場合には本法の適用対象となる。
- ・一定の場合フィリピン政府機関（NPC）への登録が必要となる場合があり、登録期限が設定されているため、登録が必要か否か、注意が必要。

i 個人情報保護法施行規則26条

ii 同27条

iii 同28条

iv 同46条、47条

v 同66条

vi 「個人情報管理者」、「個人情報処理者」、「個人情報」、「センシティブ個人情報」の定義については、前回ニュースレターをご参照ください。

vii 同43条

viii 同44条

ix 同60条

x 原文では「imprisonment」

xi 原文では「security breach」

xii 同61条

xiii 同51条参照

また、違反者が法人の場合には、実際に当該行為にかかわった役員が処罰されます。また、違反者が外国人の場合、当該外国人は、国外に強制退去させられることとなります^{xii}。この点は日系企業も認識しておく必要があります。

上記罰則の対象となる行為以外の行為についても、民事上の責任などを負う場合があります^{xiii}、何らの責任を負わないというわけではありませんので、ご注意ください。